

**「農の雇用事業」新法人設立支援タイプ令和3年度第2回募集のご案内**

“2020年8月1日～2021年4月1日の間で農業法人設立を志す50歳未満の採用した従業員の人材育成を、「農の雇用事業」を活用して、行いませんか？”



全国農業会議所では、地域の担い手となる法人経営体を増やしていくため、農業法人又は経営の移譲を希望する個人経営者が、就農希望者を一定期間雇用し、同就農希望者が新たな法人を設立するために実施する、農業技術・経営能力等を習得させるための研修に対して必要な経費を助成する「農の雇用事業」法人独立支援タイプの参加者を募集します。

事業の実施を希望される農業法人等は、**2021年5月7日(金)～6月4日(金)(必着)**までに熊本県農業会議に必要な申請書類を提出して下さい。先ずは、熊本県農業会議にご相談下さい。(TEL:096-384-3333、担当:岩崎、今村、松嶋、出田)

当事業は農業法人等での新規就業者のOJT研修を支援するものであり、経営資金や従業員の給与補填を目的とするものではありません。

**助成内容**

**【助成額】研修生1人あたり年間最大120万円(注2)**

※内訳

- ①新規就業者に対する研修費 **月額最大97,000円(3年目以降は月額最大48,000円)**  
研修指導者を通じて研修生に就農に必要な技術や知識を指導するための「指導謝金」等です。
- ②指導者研修費 **年間最大120,000円(3年目以降は年間最大60,000円)**  
経営者や指導者自らが人材育成手法や労務管理等を習得するための研修に要する費用です。

**【助成期間】最長4年間**

(今回の募集では、2年目迄の研修を助成します。3年目以降は、別途審査を行った上で助成する予定です。)

(注2)「農の雇用事業」助成額(令和2年度募集からの変更点)

【助成額】研修生1人当たり**年間最大150万円**(研修生が①障がい者、②生活困窮者、③刑務所出所者のいずれかの場合)

- ※内訳 (①新規就業者に対する研修費 **月額最大122,000円**)
- (②指導者研修費 **年間最大420,000円**)

**募集・研修等の期間**

	募集期間	研修開始	研修期間	従業員採用時期(注3)
1回	2021.2.17～2021.3.22	2021年6月1日	最長2年間	研修開始迄に正社員としての就業期間が4ヶ月以上1年未満
2回	2021.5.7～2021.6.4	2021年8月1日		
3回	6月下旬～8月下旬	2021年11月1日		
4回	10月中旬～11月中旬	2022年2月1日		

(注3)従業員採用

従業員として、雇用契約を行う事が前提であり、雇用形態は正社員、期間雇用問いません。但し、雇用した従業員について、研修終了後に退職・独立し、新たな法人設立をする事が要件となっています。

# 事業参加にあたっての主な要件

必ず、募集要領にて  
詳細をご確認下さい。



## 【農業法人等の要件】

### 1. 就農希望者が独立して法人設立する場合

- ① 概ね、年間を通じて農業を営む農業法人、個人農業者、農業サービス事業体等であること。
- ② 農業経験が原則5年以上ある役員又は従業員を「研修指導者」として置くこと。
- ③ 研修生との間で、従業員（正社員・期間雇用等雇用形態は問わない）として雇用契約を締結し、雇用保険、労災保険、法人の場合はそれに加えて健康保険、厚生年金保険にも加入させること。
- ④ 1週間の所定労働時間が、年間平均35時間以上であること。
- ⑤ 過去5ヶ年度に本事業の対象となった研修生が2人以上いる場合、農業での定着率が、50%以上であること。
- ⑥ 同一年度内に応募申請できる研修生数は、農業部門の常時従業員数が10人以上で2人、20人以上で1人とする。
- ⑦ 労働基準法で定める「有給休暇」、「休憩」、「休日」を適用し、就業規則や雇用契約書等に規定すること。  
(ア)有給休暇:6ヶ月継続勤務し、全労働日の8割以上の勤務すると最低10日、勤続年数によって最高20日付与。  
(イ)休憩:労働時間6時間超過の場合45分以上、8時間超過の場合1時間以上の休憩を労働時間の途中に確保。  
(ウ)休日:毎週1日以上、又は4週間を通じて4日以上の日を確保。
- ⑧ 従業員の働き易い職場環境整備として、以下の項目のいずれか1つ以上に取り組むこと。  
(ア)就業規則又は雇用契約書等に年間総労働時間(所定労働時間+残業時間)を2445時間以内とすることを規定。  
(イ)従業員の人材育成および評価の仕組み(人事評価制度、賃金制度等)を整備。  
(ウ)男女別トイレや更衣室、シャワールーム、休憩室等、「働き方改革」に資する施設を整備。

### 2. 親族以外の就農希望者に経営継承して法人設立する場合

- ① 上記「1」の要件を満たすこと。
- ② 研修開始時点で法人でないこと。
- ③ 後継者が不在で、今後5年以内に経営を中止する予定であること。
- ④ 農業経営の経営継承について、第三者に移譲する意志があること。
- ⑤ 就農希望者に対して経営状況を積極的に開示する意志があること。



## 【研修生の要件】

- ① 本事業での研修終了後1年以内に法人設立する意向があり、採用日時時点で50歳未満の者。
- ② 研修開始時点で従業員としての就業期間が4ヶ月以上12ヶ月未満あること。
- ③ 過去の農業経験が研修開始日時点で5年以内であること。
- ④ 過去に農業次世代人材投資資金準備型の交付を受けて同様の研修を受けていないこと。但し、熊本県立農業大学校、全国型研修機関で交付を受けていた場合、農の雇用事業と準備型の研修対象(営農類型)が耕種・畜種で異なる場合はこの限りでない。
- ⑤ 原則として経営主の親族(3親等以内)ではないこと。但し、親族以外の従業員がおり、同等の雇用条件であれば、この限りでない。

## 応募申請の流れ

研修開始迄に4ヶ月以上  
1年未満で従業員採用

県農業会議へ  
応募書類提出

応募書類確認  
個別面談

県農業会議で  
内部審査会

全国農業会議所  
で最終審査会

研修  
開始

お問い合わせ先 「(一社)熊本県農業会議」(岩崎、今村、松嶋、出田)へ

熊本市中央区水前寺6丁目18番1号県庁内 TEL:096-384-3333 FAX:096-385-1468

■農の雇用事業

農の雇用事業募集

検索

■ひのくにねっと

ひのくにねっと

検索